各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長 (公印省略)

即位の礼に当たり行われる恩赦と選挙事務の取扱いについて(通知)

令和元年10月22日をもって復権令(令和元年政令第131号)が公布施行されたほか、特別基準恩赦が行われることとなりましたが、これらの措置により選挙権及び被選挙権を回復する者があります。これに関し、特に下記にご留意いただくとともに、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会にも速やかに周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 復権令による復権

(1) 復権令に基づいて復権する者の範囲は別紙復権令に規定する要件に該当する者であるが、該当者は、同令の規定により、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条の規定によって停止されていた資格(選挙権及び被選挙権)を回復することとなること。

ただし、復権の効力は将来に向かって生ずるのみで、有罪の言渡しに基づく既成の効果は、変更されるものではないこと(恩赦法(昭和22年法律第20号)第11条)。

(2)(1)により資格を回復した者に対しては、復権に関する事務を行う検察官から、復権通知書(別記1)により、その旨通知されることとなっていること。

また、当該通知を行った場合においても、(1)により資格を回復した者から恩赦法施行規則(昭和22年司法省令第78号)第15条の規定による復権証明の申出があったときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官から復権証明書(別記2)が交付されることとなっていること。

(3) 復権令により資格を回復した者については、検察庁の検察事務官から本籍地の市区町村長にその恩赦事項が通知されることから、市区町村の選挙管理委員会は、復権令による選挙人の資格の回復について、公職選挙法第11条第3項に基づく本籍地の市区町村長からの通知により把握できるほか、本籍地の市区町村に対する照会によっても知ることができるものであること。

なお、復権令による資格の回復に関する本籍地の市区町村長への通知には一定の時間を要することが見込まれるため、当該通知が行われるまでの間に選挙が予定される場合には、市区町村の選挙管理委員会は、復権令により資格を回復すると見込まれる者について、選挙の期日の告示前に最寄りの地方検察庁に対し、当該者の選挙権及び被選挙権の回復の有無を照会・確認すること。既に選挙の期日が告示されている場合には、速やかに上記の確認を行うこととし、当該確認前に復権令により資格を回復したとして投票しようとする選挙人がいた場合には、仮投票をさせること。

2. 特別基準恩赦

特別基準恩赦では、刑の執行の免除及び復権が行われることとされており、基準に該当する者については個別に審査がなされ、恩赦が決定された場合には恩赦状(刑の執行の免除状又は復権状)が本人に交付されることとなっていること(恩赦法施行規則第11条)。

この場合、検察庁の検察事務官から本籍地の市区町村長にその恩赦事項が通知されることから、市区町村の選挙管理委員会は、選挙人の刑の執行の免除又は復権について、公職選挙法第11条第3項に基づく本籍地の市区町村長からの通知により把握できるほか、本籍地の市区町村に対する照会によっても知ることができるものであること。

復権令

内閣は、 恩赦法 (昭和二十二年法律第二十号)第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、 又は執行の免除を得た

において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復す 日から令和元年十月二十二日(以下「基準日」という。)の前日までに三年以上を経過したものは、 基準日

る。 ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準

(趣旨)

1 即位の礼が行われるに当たり、内閣は、この基準により刑の執行の免除 及び復権を行うこととする。

(対象)

2 この基準による刑の執行の免除又は復権は、令和元年10月22日(以下「基準日」という。)の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第5項第2号に規定する者については、その定めるところによる。

(出願又は上申)

- 3(1) この基準による刑の執行の免除又は復権は、本人の出願を待って行う ものとし、本人は、基準日から令和2年1月21日までに検察官又は保 護観察所の長(恩赦法施行規則(司法省令第78号)の定めるところに より刑の執行の免除又は復権の上申の権限を有する検察官又は保護観察 所の長をいう。以下同じ。)に対して出願をするものとする。
 - (2) 検察官又は保護観察所の長は、前号の出願があった場合には、令和2 年4月21日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。
 - (3) 第5項第2号の規定による復権の場合は、前2号の規定にかかわらず 、それぞれ、第1号の出願は令和2年4月21日までに、前号の上申は 令和2年7月21日までにすることができる。
 - (4) 第1号及び第2号の規定は、この基準による刑の執行の免除又は復権 について、検察官又は保護観察所の長が必要あると認める場合に職権に より上申をすることを妨げるものではない。この場合においては、上申 をする期限は、前2号に定めるところによる。

(刑の執行の免除の基準)

4 刑の執行の免除は、基準日の前日までに刑に処せられた者のうち、懲役

,禁錮又は罰金に処せられ、病気その他の事由により基準日までに長期に わたり刑の執行が停止され、かつ、なお長期にわたりその執行に耐えられ ないと認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状 況、社会の感情、刑の執行の免除を必要とする事情等を考慮して、特に刑 の執行の免除をすることが相当であると認められるものについて行う。

(復権の基準)

- 5(1)復権は、1個又は2個以上の裁判により罰金の刑に処せられ、基準日の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た者(他に禁錮以上の刑に処せられている者を除く。)のうち、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていると認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に復権することが相当であると認められるものについて行う。
 - (2) 前号に規定する者のほか、基準日の前日までに1個又は2個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は判決の宣告を受け、令和2年1月21日までにその裁判に係る罪の全部について罰金に処せられ、基準日から令和2年1月21日までにその全部につき執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていると認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に復権することが相当であると認められるものについても復権を行うことができる。

(犯罪被害者等の心情の配慮)

6 前2項の規定の適用に当たっては、犯罪被害者等基本法(平成16年法 律第161号)に基づき犯罪被害者等の視点に立った施策が推進されてい ることに鑑み、本人がした犯罪行為により被害を受けた者及びその遺族の 心情に配慮するものとする。

(その他)

7 この基準に当たらない者であっても、刑の執行の免除又は復権を行うことが相当であるものには、常時恩赦を行うことを考慮するものとする。

	復	権	通	知	書		-	
		殿						
(本籍)							
(生年月日)				年	月	Ħ	
		•						
あなたは、令和元年 により喪失し又は停止								
Ca y KA OAKIFE	C40 (V) DA	TH & 17147	L-1 0 /1	, <i>L</i>	. 0 . ()	ig Oices	, AEAR O &)	
	年	月	Ħ					
		検察「	ī					
検 :	察官	検 事						

	復	権	証	明	書		
		殿					
(本籍)						
(住居)						
(生年月日)				年	月	Ħ
あなたは、令和元年	10月22	日政令第二	1 3 1 号復格	電令により,	有罪の言	度しを受けれ	たため法令の定
により喪失し又は停止	されている	資格を令	和元年10丿	月22日を	もって回復	したので,	証明します。
	年	月	B				
		検察	庁				
検	察官	検事					